

全教委連第139号

令和2年9月16日

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

理事長 土肥 一史 様

全国都道府県教育委員会連合会

会長 藤田 裕 司

令和3年度「授業目的公衆送信補償金制度」の  
額の認可に対する意見について

令和2年8月6日付けでありました改正著作権法第104条の13第3  
項に基づく意見照会について、下記のとおり意見を申し上げます。

記

## 1 授業目的公衆送信補償金規程案及び説明書について

### (1) 第3条関係

- ・ G I G Aスクール構想が前倒しされ、I C Tの活用により子供たちの学びを保障できる環境の早期実現が図られているところではあるが、I C Tを活用した授業の実施方法や頻度等を今後検討していく状況であるため、引き続き令和3年度においても補償金を無償としていただけるよう配慮をお願いしたい。
- ・ 有償となる場合においても、現在の補償金算定根拠が不明瞭であるため、実態に即した金額となるよう今後も検討していただきたい。
- ・ 第3条の表に記載されていない、高等学校専攻科、特別支援学校専攻科や、特別支援学校の幼稚部及び小中高に準ずる教育を修了していない者への補償金額について明示していただきたい。
- ・ 第3条(1)において、「補償金算定対象者の総数は、補償金算定対象者が属する教育機関の当年度の5月1日時点の人数を基準として算出する。」とあり、文部科学省の学校基本調査の基準日による人数を想定していると考えられるが、本調査確定値は当年度の12月公表である。補償金請求に、学校基本調査の公開前の数字を使うことになる場合は、統計法による目的外使用に当たるため、確定値が出てからの支払いとしていただきたい。

- ・ 本補償金に関する対象機関の登録手続きや、請求、支払いの時期、方法等についての詳細を示すとともに、事務手続について煩雑でない方法を検討していただきたい。また、設置者が各学校の状況を把握の上、支払いまで行うことは困難であるため、学校からの支払いも可能となるようにしていただきたい。
- ・ 定員が30人を超える場合や当初の年間事業計画から変更があった場合の取扱いなど、その取扱いに係る詳細を示すとともに、事務手続について煩雑でない方法を検討していただきたい。
- ・ 第3条第2項に該当する講座等を明確にするとともに、年間の講座・講習（授業）の数について、社会教育施設の場合、一般市民が参加しやすくするため、同一講座を複数日に分けて実施することも多いことから、複数日にまたがる講座の場合も一講座として算出していただきたい。

#### （2）第4条関係

- ・ 第3条と比較し手続きが煩雑であることから、第4条による支払い手続きの簡素化を検討していただきたい。

#### （3）第5条関係

- ・ 海外の教育機関との合同授業を行う場合、本規定の適用関係はどのようになるのかを明示していただきたい。
- ・ 第5条第1項に「第3条第1項による補償金を支払っていない場合は、送信元の教育機関の設置者が送信先の補償金算定対象者分の補償金を支払うものとする。」とあるが、送信元の教育機関の設置者は、送信先の設置者が補償金を支払っているかどうか関知しておらず、そのための予算措置も行っていない。そもそも例え異なる教育機関間で遠隔授業等を行っていたとしても、送信先の設置者に係る債務を送信元が負担すべき理由はないと考えるため、その取扱いについて検討をお願いしたい。
- ・ 第5条第2項における「人口減などで教育機関の維持が困難な地域」の定義や単位を明示していただきたい。

#### （4）利用報告関係

- ・ 教育機関設置者または教育機関は、著作権や著作隣接権の区分・分野を特定できる情報を含む利用報告を提出とあるが、利用報告の事務手続きについては、可能な限り簡素な仕組みづくりをしていただきたい。

## 2 改正著作権法第35条運用指針（案）について

- どのような行為が著作権法に抵触するかや、著作権者の利益を不当に害するか等個別具体的な判断が必要になるので、さらに明確で分かりやすい指針の早期提示と周知をお願いしたい。

## 3 制度全般について

- 同一校内や異なる学校間、学校と教育委員会間での教材の共有が可能となることで、教員のICT活用指導力の学校・地域間格差が是正され、より充実した教育の実現が図られるとともに、学校における働き方改革にも資することから、著作物の適法利用の範囲を拡大するなど、教育活動の実態に則した柔軟な取扱いとなるようにしていただきたい。
- 令和3年度授業目的公衆送信補償金規程について、予算編成時期を勘案してできるだけ早めに提示していただきたい。
- 授業目的公衆送信の対象となる事項や規程内容について、具体的な個別事例の確認が必要と思われるため、具体例に係る質疑について、とりまとめて回答していただくことや、個別相談に関する窓口の整備をしていただきたい。また、各都道府県等から希望があった際は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）担当者に、講習会の講師として、制度の周知及び普及の推進を図っていただくとともに、個別事例等をもとに教育現場にとってよりわかりやすく理解できるよう対応いただきたい。